

大 韓 民 国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 韓国 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一韓 国語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	6 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在大韓民国日本国大使	在釜山及び在済州の各日本国総領事の管轄に属する地 域を除く地域	
	在釜山日本国総領事	釜山広域市, 蔚山広域市, 大邱広域市, 慶尚北道, 慶尚 南道	
	在済州日本国総領事	済州道	
VII 中央当局	名 称 National Court Administration Attn: Director of International Affairs 所在地 Seocho-daero219, Seocho-gu SEOUL 137-750 Republic of Korea		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。